

(規格 縦6センチメートル 横9センチメートル)

(表)

証 票	
第 号	
下記の者は、神奈川県青少年保護育成条例第27条に規定する立入調査等の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
神奈川県知事	
印	
写	所 属
真	職 名
	氏 名
	生年月日

(裏)

神奈川県青少年保護育成条例(抜粋)
(立入調査)
第27条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。
2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。
4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第30条
5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(3) 第27条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者